

東和銀行の課題と取り組み

リスク管理

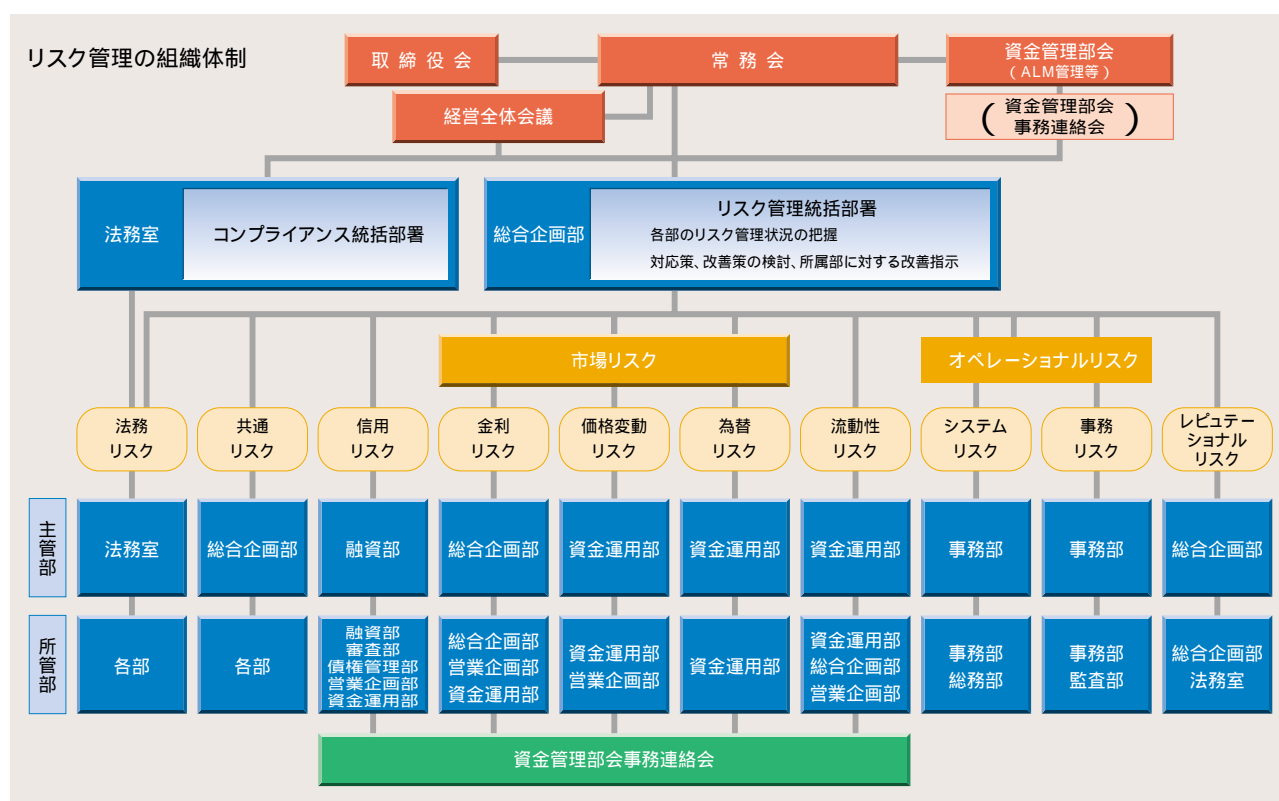
金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引をはじめとする金融技術の革新に伴い、金融機関を取り巻くリスクはますます拡大、多様化しています。そのため、金融機関の経営においては、自己責任原則に基づく適切なリスク管理が求められています。

当行では、リスク管理を経営における最重要課題と位置づけ、内包するリスクをよりの確に把握し管理するため、体制の整備・向上に努めています。

総合的リスク管理体制

当行は、業務の健全性と適切性を確保するためには、個々のリスクを管理することに加えて、全行的な観点からそれぞれのリスクを総合的に把握

しコントロールすることが必要であると考え、各種リスクを統括管理する部署を総合企画部に設置し、リスク管理体制の充実を図っています。



用語の解説

法務リスク

法令等に抵触することにより、有形無形の損失を被るリスク

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク及びカントリーリスク

市場リスク

金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク

価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク

為替リスク

外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク

流動性リスク

・資金繰りリスク

金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり

資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク

・市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

オペレーショナルリスク

内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから生じる損失に係わるリスク

システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い有形無形の損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより有形無形の損失を被るリスク

事務リスク

役員職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより有形無形の損失を被るリスク

レピュテーションリスク

マスコミ報道、市場関係者間の評判、トラブル等がきっかけとなり、当行の評判が悪化し信用が失墜することにより有形無形の損失を被るリスク

審査体制

当行は、従来から本支店一体となって厳格な審査・管理を進めてまいりました。特に各営業店における審査能力を高めるために、営業店行員を対象に融資実践研修や審査トレーナー研修を実施しています。また、本部における審査は、融資部、

審査部により厳格な審査を行っています。なお、2003年7月25日に「企業支援室」を新設し、お取引先企業の経営改善指導を行い、企業の財務内容の健全化を図っています。

検査体制

ミスのない正確な事務処理は業務の基本です。事務処理水準の向上と事故防止の観点から、年間一巡を原則とした監査部の臨店検査を実施してい

ます。さらに営業店では毎月自店検査を励行し、相互牽制による事務管理の適正化と事務処理水準の向上、事故防止体制を確立しています。

ALM

金利リスクをはじめ、各種市場性リスクの極小化により安定した収益確保をめざすため、ALM（資産・負債総合管理）を導入しています。資産・負債を総合的に管理するとともに、資金の運用と

調達から生ずるリスク等の管理を行っています。今後もリスク分析・評価手法の高度化を図り、引き続きALMの充実に努めてまいります。

コンプライアンス(法令遵守)

金融機関は、一私企業という立場を超えた高い公共性を有し、信用秩序の維持、預金者の保護、金融の円滑化、そして経済・社会の発展に貢献しなければならないという社会的責任を負っています。

その使命を果たしていくためには、法令やルールの遵守はもちろん社会規範に反することのない公正で誠実な業務を運営し、広く信用・信頼を確立していくことが不可欠です。

当行では、法令やルール等を厳格に遵守するといったコンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけて、常に高い倫理観をもって行動をするための体制の確立と基本的な姿勢が組織に定着するよう取り組んでいます。

コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する統括部署として「法務室」を設置し、併せて、「コンプライアンス責任者」を本部各部及び全営業店に配置しています。また、各セクションの横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライア

ンスの徹底を図っています。

さらに、不正行為やルール違反などの事故の未然防止に向け、コンプライアンス相談窓口を設け、内部牽制機能の強化に努めています。

コンプライアンス意識の向上

当行は、1992(平成4)年4月に行員の行動規範として「五つの誓い」を制定するなど、従来から行員一人ひとりが社会規範に則った行動をするよう意識づけを行ってきました。さらに、行員として守らなければならない法令、規定やマナー等に

ついて解説した「法令遵守の手引き」を全行員へ配布し、常に手元において行動の指針とするとともに、毎年策定のコンプライアンス実践計画に基づく研修等を通じて、法務知識の向上とその遵守精神のより一層の徹底に努めています。

新しい時代に向けた取り組み

金融制度改革、いわゆる日本版ビッグバンの進展に伴い業界の再編・統合や他業態・異業種からの参入など、競争は厳しさを増しています。また、生活様式や消費行動の変化から、お客さまのニーズはますます高度化・多様化するとともに、規制緩和によって資産の運用手段も拡大しており、金融機関はこれまで以上に質の高いサービスの提供が求められています。

当行では、お客さまにとって利便性の向上や商品・サービスの選択機会の拡大につながる規制緩和をビジネスチャンスとして捉え、新しいチャネルの構築やATM機能の充実にに向けて取り組むとともに、投資信託や生命保険商品の窓口販売業務の拡充に努めています。

ダイレクトサービスの取扱拡充

インターネットに接続されているパソコンや携帯電話から、365日・24時間、残高照会や振込・振替などが行える「東和銀行ダイレクトサービス」は個人の方を中心に広くご利用いただいていたが、2003(平成15)年6月から事業用のインターネットバンキングとして「東和銀行法人向けダイレクトサービス」を開始しました。本サービスは、新たに法人及び個人事業主の皆さま向けとしてサービスを提供するもので、ブラウザベースでのWEBバンキングサービスであり、専用のEBソフトや専用端末機使用などの制約が無い、効率的なサービスです。

また、2004(平成16)年1月からは税金や公共料金などを、インターネットバンキング(モバイルバンキングを含む)を利用して、納付者自身で納めることができる『マルチペイメントネットワーク「料金払込サービス(ペイジー)」』の取り扱いを開始しました。

今後も、ダイレクトなチャネルをお客さまとの新しい接点と捉え、一層内容の充実に努めてまいります。



ATMによる外貨定期預金の取扱

お客さまの資金運用ニーズは多様化しており、外貨建商品に対する関心は年々高まっています。当行では「東和ドル定期預金」や「東和ユーロ定期預金」を発売し、お客さまのニーズに応えてまいりました。

また、2002(平成14)年10月からATMによる外貨定期預金の入金取引の取り扱いを開始し、通帳をお持ちのお客さまは簡単な操作により外貨定期預金のお預入れができるようになり、手続き時のご負担を軽減することができました。これからは、お客さまの利便性の向上に努めてまいります。



投資信託窓口 業務の充実

当行は、銀行本体による投資信託の窓口販売業務が解禁されたのと同時にその取り扱いを開始しました。その後、お客さまの多様化する資産運用ニーズに対応できるよう投資信託自動積立サービス(愛称「積立自慢」)を開始し、併せて、随時ファンドの拡充を図るとともに、出張所を除く全店の窓口で投資信託が取り扱えるよう、販売体制を整備しました。

また、投資信託は預金商品と異なりますので、販売に際しては、十分な説明と適切なアドバイスを行いながら、お客さまの確実な資産形成のお手伝いができるよう努めています。



生命保険商品 の窓口販売

急速な少子高齢化の進展により、公的年金制度だけで老後生活資金をまかなうには不安な時代となっております。そのため、ゆとりある老後を実現する手段として個人年金保険に対する関心が高まっています。当行では2002(平成14)年10月から全営業店の窓口で販売を開始いたしました。

お客さまのニーズにお応えできるよう生命保険会社6社と提携し、各種個人年金保険商品(6商品)をご用意して、ゆとりある老後のための資産運用のお手伝いをさせていただいております。

